

魚住小学校いじめ防止基本方針

明石市立魚住小学校

1 いじめの定義（いじめ防止対策推進法第2条関連）

「いじめ」とは、児童等に対して、当該児童等が在籍する学校に在籍している等当該児童等と一定の人的関係にある他の児童等が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）であって、当該行為の対象となった児童等が心身の苦痛を感じているものをいう。

2 いじめに対する基本的な認識

- いじめは、どの子どもにも起こりうる。
- いじめは、人権侵害であり人として決して許される行為ではない。
- いじめは、大人には気づきにくい所で行われ発見しにくい。
- いじめは、多くの児童生徒が入れ替わりながら加害も被害も経験する。
- いじめは、暴力を伴わなくても生命、身体に重大な危険をもたらす場合がある。
- いじめは、その行為の態様により暴行、恐喝、強要等の刑罰法規に抵触する。
- いじめは、いじめに暗黙の了解を与えてしまう傍観者が存在する。この傍観者から仲裁者への転換を促すことが重要である。

3 いじめに対する措置

いじめに対する措置については、『するを許さず、されるを責めず、第三者（観衆、傍観者）なし』の姿勢で、**早期発見・即時対応**により、その解消を図る。

- ・特定の教員が抱え込むことなく、学校全体で組織的に対応する。
- ・いじめを把握したら、保護者および教育委員会に報告し、適切な連携を図るとともに、事案に応じ、関係機関と連携する。
- ・いじめられた児童やいじめを知らせてきた児童の安全を確保する。
- ・いじめる児童に対しては、心理的な孤独感・疎外感を与えないよう一定の教育的配慮のもと、毅然とした指導を行う。
- ・いじめを見ていた児童に対しても、自分の問題として捉えさせる。
- ・いじめが解決したと見られる場合でも、継続して十分な注意を払い、必要な指導を行う。

4 いじめ防止のための取組

- ・「いじめ防止月間（11月）」の啓発活動
- ・「いじめストップあかし」こども会議
- ・「いじめストップあかし」実践発表会
- ・いじめ防止啓発作品募集
- ・「いじめ問題への対応」（改訂版）マニュアル
- ・「いじめ問題等に関する全児童生徒アンケート」（6月・11月・2月）
- ・「ストップ不登校あかし」システムのFAX対応による欠席状況把握
- ・スクールカウンセラーによる教育相談
- ・スクールガードの登下校の見守り
- ・家庭や地域との連携
- ・児童会を中心とした「あいさつ運動」
- ・学年（学級）指導 等

5 学校におけるいじめ問題への対応

(1) 学校いじめ防止基本方針の策定（いじめ防止対策推進法 第13条関連）

いじめの防止及びいじめ問題への対応等、全般にかかる内容（未然防止、早期発見、即時対応、教育懇談体制、生徒指導体制、校内研修等）について、基本的な考え方を定め、ホームページ等で公開するとともに、保護者会や地域の各会合において学校におけるいじめの実態や指導方針について情報交換や協議を行い、共通理解を図る。

また、基本方針に沿った取組を年間計画として定め、定期的に点検・評価を行い、改善に努めるとともに、取組状況等を学校評価の項目に位置づける。

(2) いじめ防止対策委員会の設置（いじめ防止対策推進法 第16、17、22条関連）

教職員が単独で問題を抱え込むことなく、管理職（校長・教頭）を中心とした組織的な対応ができるよう、次のような機能と役割を有したいじめ防止対策委員会を設置する。

※生徒指導委員会は、「いじめ防止対策委員会」を兼ねる。

- ① 学校いじめ防止基本方針の策定や見直し
- ② いじめの防止対策のための年間計画の作成・実施
- ③ いじめに関する児童生徒、保護者及び地域に対する意識啓発
- ④ いじめの相談・通報窓口としての役割とその周知
- ⑤ いじめがあるかどうかの判断やいじめが疑われる情報があった時の迅速な対応
- ⑥ いじめの情報や問題行動等に係る情報の収集と記録
- ⑦ いじめの対応に関する校内研修等の企画
- ⑧ いじめ防止等についてPDCAサイクルによる検証・改善 等

(3) **未然防止**（いじめ防止対策推進法 第15条関連）

- ① いじめは、「相手の人権を踏みにじる行為であり、決して許されるものではない」→共通理解
- ② 「いじめをしない、許さない」→人間性豊かな心を育てる
- ③ 他者、社会、自然との関わりを深める体験活動等の充実→命や人権を尊重した豊かな心を育成
- ④ 児童の主体的な活動の推進
- ⑤ いじめが起こりにくい環境づくり
- ⑥ インターネットを通じて行われるいじめへの対応

(4) **早期発見**

- ① いじめ実態把握に関するアンケート調査の実施
 - ・一斉アンケート調査は、6月、11月、2月に、各学期1回実施する。
- ② 「いじめ早期発見のためのチェックリスト」等の活用
 - ・「いじめ早期発見のためのチェックリスト」を活用し、日常的な観察によるきめ細かい把握を行う。
 - ・担任が一人で抱え込むのではなく、全教職員で、登下校時や業間、昼休み、清掃時、放課後などの子どもたちの様子を観察し、気になることがあれば声をかけ、子どもたちに寄り添って話を聞くなど働きかけ、状況に応じて記録を残す。
- ③ 日誌、個人ノート、生活ノート等の活用
 - ・子どもたちのサインをいち早く収集することにつながる日誌（日記）や連絡帳、個人ノート等の記述や会話などから、子どもたちの内面理解を深め、気になる動向や生活実態の把握に努める。
- ④ 個別面談、教育相談、家庭・地域との連携等
 - ・児童生徒との個別面談や教育相談などにより、心の悩みなどを把握する。その場合、アンケート調査と連動して行うことが効果的である。
 - ・担任だけでなく、養護教諭・生徒指導担当・スクールカウンセラー等、多面的なかかわりを有効に活用できる校内の教育相談体制を構築する。